

◆物品契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和2年度第2四半期分

整理番号	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）
1	電動機（舞洲工場）買入	産業用機器	日立造船(株)	51,975,000	令和2年7月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
2	上位コンピュータシステム用部品1ほか1点（平野工場）買入	産業用機器	横河ソリューションサービス(株)	6,050,000	令和2年7月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
3	ボイラーチューブ（曲管）#1ほか10点（八尾工場）買入	産業用機器	三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)	7,588,900	令和2年7月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
4	ギヤカップリング1ほか1点（平野工場）買入	産業用機器	JFEエンジニアリング(株)	2,229,150	令和2年7月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
5	加熱脱塩素化処理装置用部品1ほか3点（平野工場）買入	産業用機器	日立造船(株)	8,613,000	令和2年7月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
6	洗煙排水ろ過塔用エアリフト管買入	産業用機器	日立造船(株)	937,200	令和2年7月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
7	アンモニアズル用部品#1ほか11点（八尾工場）買入	産業用機器	三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)	2,783,000	令和2年8月3日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
8	混練機用部品#1ほか4点（八尾工場）買入	産業用機器	本田鐵工(株)	2,585,000	令和2年8月6日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
9	炉用部品（西淀工場）買入	産業用機器	(株)タクマ	24,132,350	令和2年8月6日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
10	ピースカッターほか14点（舞洲工場）買入	産業用機器	日立造船(株)	37,337,300	令和2年8月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
11	ボイラー用肉盛り水管パネル#1ほか6点（東淀工場）買入	産業用機器	日立造船(株)	18,700,000	令和2年9月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30

12	投入扉スライドゲート巻上装置（舞洲工場） 買入	産業用機器	日立造船(株)	3,520,000	令和2年9月11日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第 2号	G30
13	スイングパドルほか3点（舞洲工場）買入	産業用機器	日立造船(株)	3,784,550	令和2年9月11日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第 2号	G30
14	上部・中間火格子台ほか3点（鶴見工場） 買入	産業用機器	日立造船(株)	12,969,000	令和2年9月30日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第 2号	G30

随意契約理由書

1 案件名称

電動機（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入する電動機は、日立造船(株)施工による舞洲工場破碎施設における不燃設備の一構成部品であって、本製品の詳細寸法、仕様、材質及び関連機構との関係は、非公開のため他社では知りえず、使用部品の調達が不可能である。よって、日立造船(株)製品とする。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船(株)が直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

上位コンピュータシステム用部品1ほか1点(平野工場) 買入

2 契約の相手方

横河ソリューションサービス株式会社

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入予定の上位コンピュータシステム用部品は横河電機(株)製の上位コンピュータシステムの主要構成部品であり、FCU及びI/Oユニットに安定的な電源供給を行う電源ユニットとして、当該会社独自の技術により設計・製作されたものである。

したがって、本製品の電気的特性及び形状寸法の詳細な仕様は他社では知り得ず、本製品以外を使用することは不可能である。

(2) 業者選定理由

上位コンピュータシステム用部品は横河電機(株)より販売・サービスを承継している横河ソリューションサービス(株)が直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、横河ソリューションサービス(株)と特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号 06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

ボイラーチューブ（曲管）#1ほか10点（八尾工場）買入

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回買入するボイラーチューブ（曲管）#1ほか10点は、三菱重工業（株）において独自の技術により設計・施工されたボイラー設備の一構成品であり、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って本製品の詳細寸法及びボイラー設計条件は、当該会社のみが知り得るものであり、他社においては本製品の製作は不可能である。

なお、三菱重工業（株）については、事業構造改革により、環境部門を三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）に統合し、事業実施していることから、三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）製の製品を指定する。

（2）業者選定理由

本部品は三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場

（電話番号072-923-4226）

随意契約理由書

1 案件名称

ギヤカップリング1ほか1点(平野工場)買入

2 契約の相手方

JFEエンジニアリング(株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入するギヤカップリング1ほか1点は、平野工場ボイラ設備のボイラ給水ポンプ及び脱気器給水ポンプの主要部品であり、JFEエンジニアリング(株)と(株)荏原製作所により設計された特殊品である。従って本部品は、形状寸法、材質及び性能保証の関係から他社製品を使用することは不可能である。

(2) 業者選定理由

本部品はJFEエンジニアリング(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、JFEエンジニアリング(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号 06-6707-3753)

随意契約理由書

1. 案件名称

加熱脱塩素化处理装置用部品1ほか3点(平野工場)買入

2. 契約の相手方

日立造船株式会社

3. 随意契約理由

製品指定理由

今回購入する製品は、当工場の集じん設備に付属する捕集灰無害化处理設備で使用している、日立造船株式会社製「加熱脱塩素化处理装置」の専用部品であり、他社では加熱脱塩素化处理装置への取付や性能保証ができる部品の製作が不可能であるため、日立造船株式会社の製品を指定する。

業者選定理由

今回購入する製品は、日立造船株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、日立造船株式会社と随意契約を行う。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

大阪広域環境施設組合

平野工場(電話番号06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

洗煙排水ろ過塔用エアークリフト管買入

2 契約の相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由書

（1）製品指定理由書

今回購入する洗煙排水ろ過塔用エアークリフト管は、日立造船（株）施工による舞洲工場排水処理設備の一構成部品であって、本製品の詳細寸法、仕様及び関連構成との関係は、非公開のため他社では構造を知りえず、使用部品の調達は不可能であるため、日立造船（株）製品の選定を行った。

（2）業者選定理由

本品は日立造船（株）のみが直接販売を行っており、他社では取扱いができないため、日立造船（株）と特名随意契約を行う。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

（電話番号 06-6463-4153）

随意契約理由書

1 案件名称

アンモニアノズル用部品# 1 ほか 11 点 (八尾工場) 買入

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング (株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回買入するアンモニアノズル用部品# 1 ほか11点は、三菱重工業 (株) において独自の技術により設計・施工されたアンモニア水噴霧設備の一構成品であり、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って本製品の詳細寸法、関連機構及びアンモニア水噴霧設備の設計条件は、当該会社のみが知り得るものであり、他社においては本製品の製作は不可能である。

なお、三菱重工業 (株) については、事業構造改革により、環境部門を三菱重工環境・化学エンジニアリング (株) に統合し、事業実施していることから、三菱重工環境・化学エンジニアリング (株) 製の製品を指定する。

(2) 業者選定理由

本部品は三菱重工環境・化学エンジニアリング (株) が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、三菱重工環境・化学エンジニアリング (株) と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場

(電話番号 072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

混練機用部品# 1 ほか 4 点 (八尾工場) 買入

2 契約の相手方

本田鐵工 (株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入する混練機用部品# 1 ほか 4 点は、当工場の集じん設備に付属する捕集灰無害化処理設備で使用する本田鐵工 (株) 製混練機の専用部品であり、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って、本部品の詳細寸法、関連機構及び捕集灰無害化処理設備条件との関係上、他社においては製作不可能である。

(2) 業者選定理由

本部品は本田鐵工 (株) が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、本田鐵工 (株) と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場

(電話番号 072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

炉用部品（西淀工場）買入

2 契約の相手方

（株）タクマ

3 随意契約理由

1) 製品指定理由

今回買入する炉用部品は（株）タクマにおいて独自の技術により設計・施工された焼却設備の一構成部品であって、当該会社独自の技術により製作されたものである。従って本部品の詳細寸法及び関連機構との関係は、当該会社のみが知っており、他社においては製作不可能であるため（株）タクマ製の製品を指定する。

2) 業者選定理由

本部品は、（株）タクマのみが直接販売を行っており他社では取り扱いができない。よって（株）タクマと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場

（電話番号06-6472-3000）

随意契約理由書

1 案件名称

ピースカッターほか14点（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入するピースカッターほか14点は、日立造船(株)施工による舞洲工場破碎施設における可燃・不燃設備の一構成部品であって、本製品の詳細寸法、仕様、材質及び関連機構との関係は、非公開のため他社では知りえず、使用部品の調達が不可能である。よって、日立造船(株)製品とする。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船(株)が直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

ボイラー用肉盛り水管パネル#1ほか6点（東淀工場）買入

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入するボイラー用肉盛り水管パネル#1ほか6点は、日立造船株式会社設計・施工による東淀工場ボイラー設備の主要部品であり、独自の技術により製作されたものである。

従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・ボイラー設計条件との関係上、他社においては製作不可能であるため、日立造船株式会社の製品を指定するものである。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、日立造船株式会社と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場

(電話番号 06-6327-4541)

随意契約理由書

1 案件名称

投入扉スライドゲート巻上装置（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入する投入扉スライドゲート巻上装置は、日立造船(株)施工による舞洲工場ごみ供給受入設備の一構成部品であって、本製品の詳細寸法、仕様、材質及び関連機構との関係は、非公開の為他社では構造を知りえず、使用部品の調達も不可能であるため、日立造船(株)製品の選定を行う。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

スイングパドルほか3点（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回買入するスイングパドルほか3点は、日立造船(株)設計・施工による舞洲工場加熱脱塩素化処理装置の主要部品であり、本製品の詳細寸法、仕様、材質は非公開のため他社では知りえず、同社以外の製品を使用することは不可能である。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

上部・中間火格子台ほか3点（鶴見工場）買入

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入する上部・中間火格子台ほか3点は、日立造船株式会社製の鶴見工場焼却設備の一構成部品であり、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って、本製品の詳細寸法及び関連機構・設計条件との関係上、他社においては製作不可能である為、日立造船株式会社製の製品を指定するものである。

(2) 業者選定理由

本製品は日立造船株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船株式会社と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合

鶴見工場 （電話番号 06-6912-4700）